#### 1. 環境基準

### 環境基本法

第三節 環境基準

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、 それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定め るものとする。

2~4 略

## (1) 大気汚染に係る環境基準

## ①大気汚染に係る環境基準

二酸化硫黄(SO₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。
二酸化窒素(NO2)	1時間値の1日平均値が $0.04$ ppmから $0.06$ ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間 平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の $1$ 日平均値が $0.10 mg/m^3$ 以下であり、かつ、 $1$ 時間値が $0.20 mg/m^3$ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

#### 備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、 適用しない。
- 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。
- 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成 される酸化性物質(中性ョウ化カリウム溶液からョウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

### ②有害大気汚染物質に係る環境基準

ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.13 mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m³以下であること。

#### 備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

# ③微小粒子状物質に係る環境基準

微小粒子状物質	$1$ 年平均値が $15 \mu \text{ g/m}$ 以下であり、 あること。	、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m <sup>3</sup> 以下で
---------	--	---------------------------------------

# 備考

- 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が  $2.5\,\mu$  mの粒子を 50%の割合で

# (2) 水質汚濁に係る環境基準

# ①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ)及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/l以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業 規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/l以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと	付表4に掲げる方法
シ゛クロロメタン	0.02 mg/似下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/0以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジク□□エタン	0.004 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/0以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/0以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/似下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/0以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/0以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/0以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/l以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める 方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/l以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10gを溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
		C 2007 XC 11 X 1 (=1317 277 IZ
ほう素	1 mg/0以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

#### 備考

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3. 海域について、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## ②生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項				基 準 値			
目 類型	利用目的の 適ぶ性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸蒸群数	該当水域
A A	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄は掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1000MPN/ 100ml以下	
В	水道3級、水産2級、 及びC以下の欄ご掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5000MPN/ 100ml以下	第1の2の (2) によ り水域理
С	水産3級、工業用水 1級、及びD以下の 欄ご掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	_	ごとに指定 する水域
D	工業用水2級、農業 用水、及びEの欄こ 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	_	
Е	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2 mg/ll 以上	_	
測	定方法	規格 12.1 に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格21に定め る方法	付表 9 に掲げる 方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極若しくは光 化学センサを用 いる水質自動監 視測定装置程程の りこれと同程の の計測結果の得 られる方法	最確数による 定量法	

#### 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/1 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・・・のように連続した 4 段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生 を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 ml 中の最確 数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大 腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるよう に適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試 験する

### (注) 1自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの

3水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びこ水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行なうもの 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行なうもの

5環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

# (3) 地下水水質に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/0以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ) 及び38.2 に定める方法、 規格K0102の38.1.2 及び38.3 に定める方法、規格K0102の38.1.2 及び38.5 に定める方法又 は昭和46年12 月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下公共用水域告 示という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格K0102の 54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/l以下	規格 K 0102 の 65.2 (規格 K 0102 の 65.2.7 を除く) に定める方法 (ただし、規格 K 0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/l以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シ゛クロロメタン	0.02 mg/0以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/0以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩 化ビニル又は塩化 ビニルモ/マー)	0.002 mg/似下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/0以下	シス体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/0以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/似下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/0以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/0以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/0以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/0以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/0以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/0以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/0以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.1 に定める方法

ふっ素	0.8 mg/0以下	規格 K 0102 の 34.1 (規格 K 0102 の 34 の備考 1 を除く) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000mlとしたものを用い、規格 k 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K 0102 の 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 K 0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/0以下	規格K0102の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

### 備考

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された 亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と 規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## (4)騒音に係る環境基準

	時間の区分	昼間	夜 間	地域
類	型	6:00~22:00	22:00~6:00	地域
	一 般 地 域	55dB以下	45dB 以下	第1種低層住居専用地域
	2車線以上の道路に面す	60dB 以下	55dB以下	第1種中高層住居専用地域
Α	る地域	0000以下	9900 以下	第2種中高層住居専用地域
	幹線交通を担う道路に近	70dB 以下	65dB以下	
	接する空間	7000以下	6900 以上	
	一 般 地 域	55dB 以下	45dB 以下	第1種住居地域
	2車線以上の道路に面す	65dB 以下	60dB以下	第2種住居地域
В	る地域	09ub 🔊 🕆	OOUD Ø	準住居地域
	幹線交通を担う道路に近	70dB 以下	65dB以下	
	接する空間	700D 以下	990D 🔯 L	
	一 般 地 域	60dB以下	50dB 以下	近隣商業地域
С	道路に面する地域	65dB以下	60dB 以下	商業地域
	幹線交通を担う道路に近	70dB 以下	CEID NE	工業地域
	接する空間	70mb以下	65dB 以下	用途地域の定めのない地域

## (5) 土壌の汚染に係る環境基準

- T	環境上の条件			
項目	検 液 中 濃 度	農用地基準		
カドミウム	検液 1 ぱぱにつき 0.01mg 以下	米 1kg につき 0.4mg 以下		
全シアン	検液中に検出されないこと			
有機リン	検液中に検出されないこと			
鉛	検液 1 ぱぱにつき 0.01mg 以下			
六価クロム	検液 1 ぱぱにつき 0.05mg 以下			
砒素	検液 1 % につき 0.01mg 以下	農用地(田に限る)において土壌 1kg につき 15mg 未満		
総水銀	検液 1 ぱぱにつき 0.0005mg 以下			
アルキル水銀	検液中に検出されないこと			
РСВ	検液中に検出されないこと			
銅		農用地(田に限る) において土壌 1kg につき 125mg 未満		
ジクロロメタン	検液 1 ぱにつき 0.02mg 以下			
四塩化炭素	検液 1 ぱにつき 0.002mg 以下			
クロロエチレン(別名:塩化ビニ	検液 1 %につき 0.002mg 以下			
ル又は塩化ビニルモノマー)	(大阪 1 F ) (C ) C 0.002 mg ) A			
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ぱにつき 0.004mg 以下			
1,1-ジクロロエチレン	※検液 1 ぱぱにつき 0.1mg 以下			
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ぱにつき 0.04mg 以下			
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ぱにつき 1mg 以下			
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ぱぱにつき 0.006mg 以下			
トリクロロエチレン	検液 1 ぱにつき 0.03mg 以下			
テトラクロロエチレン	検液 1 ぱにつき 0.01mg 以下			
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ぱぱにつき 0.002mg 以下			
チウラム	検液 1 ぱぱにつき 0.006mg 以下			
シマジン	検液 1 ぱぱにつき 0.003mg 以下			
チオベンカルブ	検液 1 ぱぱにつき 0.02mg 以下			
ベンゼン	検液 1 % につき 0.01mg 以下			
セレン	検液 1 ぱぱにつき 0.01mg 以下			
ふっ素	検液 1 % につき 0.8mg 以下			
ほう素	検液 1 ぱぱにつき 1mg 以下			
1, 4-ジオキサン	検液 1 % につき 0.05mg 以下			
備老				

#### 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.03mg、0.08mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法

の定量限界を下回ることをいう。

- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業 規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

# (6) ダイオキシン類の環境基準

媒体	基 準 値	測 定 方 法
		ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付け
大 気	0.6pg-TEQ/m³以下	たエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマト
		グラフ質量分析計により測定する方法
水質		
(水底の底	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312に定める方法
質を除く。)		
水底の底質	150 TPO / NIT	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、
小成の成員	150pg-TEQ/g以下	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
		土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解
		能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化
		ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベン
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	ゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。) 及びコプラナーポリ
		塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポ
		リ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを
		併用して測定するものに限る。)

#### 備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。
- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。